第号

年　　　月　　　日

日常生活用具貸与取消通知書

　　　　　　　　　　　　　様

舟橋村長

　舟橋村障害者日常生活用具給付事業実施要項第１２条の規定により次のとおり通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸与番号 | 第　　　　　　　号 | 貸 与 取 消  年月日 | 年　　月　　日 |
| 対象者氏名 |  | 障害者  手帳番号 | 第　　　　号 |
| 貸与用具名  (形式規模等を含む) |  | | |
| 取消理由 |  | | |
| 注　意　事　項 | 1　貸与用品については、舟橋村長の指示に従い速やかに返還してください。  2　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に舟橋村長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、舟橋村長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。  3　処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に舟橋村を被告として(訴訟において舟橋村を代表する者は舟橋村長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。  　(1)　審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。  　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 | | |